

当会社と東洋紡フィルムソリューション株式会社との
吸収合併に係る会社法第 794 条第 1 項に定める事前開示書面

東洋紡株式会社

目 次

1. 吸収合併契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）
2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 1 号）
3. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 2 号）
4. 消滅会社の計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 3 号）
5. 存続会社における最終事業年度の末日後の会社財産に重要な影響を与える事象の有無およびその内容（会社法施行規則第 191 条第 5 号）
6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 191 条第 6 号）

当社は、当社を存続会社、東洋紡フィルムソリューション株式会社を消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」といいます。）に関し、会社法第 794 条第 1 項の定めに従い、本書面を当社本店に備置いたします。

1. 吸収合併契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

契約の内容は、別添 1 の吸収合併契約書のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 1 号）

本件合併は、存続会社が、消滅会社の発行済株式の全部を所有していますので、本件合併に際しては、消滅会社の株主に対して存続会社の株式その他の資産の割当を行わず、また、本件合併により存続会社の資本金および準備金は増加しません。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 2 号）

該当事項は、ありません。

4. 消滅会社の計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 3 号）

(1) 別添 2 の計算書類等のとおりです。

(2) 消滅会社における最終事業年度の末日後の会社財産に重要な影響を与える事象の有無およびその内容

該当事項は、ありません。

5. 存続会社における最終事業年度の末日後の会社財産に重要な影響を与える事象の有無およびその内容（会社法施行規則第 191 条第 5 号）

該当事項は、ありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第191条第6号）

2020年3月31日時点における存続会社および2019年12月31日時点における消滅会社の貸借対照表における資産の額、負債の額および純資産の額は、以下のとおりです。

存続会社	資産の額	421,625百万円
	負債の額	259,591百万円
	純資産の額	162,034百万円
消滅会社	資産の額	16,723百万円
	負債の額	8,486百万円
	純資産の額	8,237百万円

本件合併後における存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みであり、存続会社の負担する債務は、本件合併の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断しています。

以上

なお、本書面記載事項のうち、写しである書類については、原本の写しに相違ありません。

2021年1月19日

大阪市北区堂島浜二丁目2番8号

東洋紡株式会社

代表取締役 檜原 誠 慈



別添 1 (合併契約書)



合併契約書

東洋紡株式会社（以下、「甲」という。）と、東洋紡フィルムソリューション株式会社（以下、「乙」という。）は、次のとおり合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下、「本合併」という。）し、甲が乙の権利義務の全部を承継する。

2. 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。

甲：吸収合併存続会社

商号：東洋紡株式会社

住所：大阪市北区堂島浜二丁目2番8号

乙：吸収合併消滅会社

商号：東洋紡フィルムソリューション株式会社

住所：東京都中央区京橋一丁目17番10号

第2条（合併対価）

甲は、本合併に際して、一切の対価を交付しない。

第3条（資本金及び準備金）

甲は、本合併において、資本金及び準備金の額を変更しない。

第4条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、2021年4月1日とする。ただし、本合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第5条（合併承認株主総会）

甲は会社法第796条第2項、乙は会社法第784条第1項の規定により、株主総会における本契約の承認を得ずに合併する。

第6条（会社財産の引継）

甲は、乙の2019年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算書を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において引き継ぐ。

2. 乙は、2020年1月1日から効力発生日の前日までの資産、負債及び権利義務の変動について、その内容を別に計算書を添付して甲に明示するものとする。

第7条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日の前日まで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理をするものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し、合意のうえ、これを行う。

第8条（従業員の処遇）

甲は、乙の従業員を効力発生日において、甲の従業員として引継ぐものとする。ただし、細目については、甲乙協議のうえ、これを決定するものとする。

第9条（解散後の費用）

効力発生日において、乙の解散のために支出する費用は、すべて甲の負担とする。

第10条（本契約の変更及び解除）

本契約締結後効力発生日の前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めた事項のほか、本合併に関し必要な事項があるときは、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、これを決定するものとする。

第12条（主務官庁の許可）

本契約は、甲及び乙の適法な機関による承認決定並びに法令に定める関係官庁の承認を得られないときは、効力を失う。

本契約締結の証として本書1通を作成し、各当事者が署名又は記名押印のうえ、甲が原本を保管し、乙は写しを保管する。

2020年12月25日

甲

大阪市北区堂島浜二丁目2番8号

東洋紡株式会社

代表取締役社長 檜原 誠 慈

乙

東京都中央区京橋一丁目17番10号

東洋紡フィルムソリューション株式会社

代表取締役社長 能美 慶 弘

別添2 (消滅会社の計算書類等)

事業報告

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

監査報告書



第23期

(2019年1月1日から2019年12月31日まで)

事 業 報 告
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書
監 査 役 の 監 査 報 告 書

東洋紡フィルムソリューション株式会社

第 23 期

事業報告

自 2019年 1月 1日

至 2019年12月31日

東洋紡フィルムソリューション株式会社

I. 株式会社の状況に関する重要な事項

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

本年度の世界経済は、米中貿易摩擦の激化や地政学的リスクの高まりに伴い、中国市場を中心に減速基調が継続しました。米国経済は、金融緩和政策や個人消費の拡大が下支えし堅調に推移したものの、欧州・新興国経済は、設備投資の下振れや輸出の鈍化に伴い減速しました。日本経済は、個人消費が力強さを欠き、設備投資や輸出の伸びは鈍化するなど、成長率は弱い伸びが継続しています。

このような状況のもと、当社におきましては、市況低迷に伴う販売量減少に対し、銘柄切替等による収益性改善に向けた取り組みや、新規銘柄の立上げを進めました。また、原料原単位の向上などのコストダウン施策の実施や、生産性や品質の改善に向けた施策について引き続き取り組みました。

なお、2019年8月9日に取締役会にて当社株式の譲渡を決議し、2019年10月1日に東洋紡株式会社当社が株式の全部を取得し、当社は東洋紡株式会社の完全子会社となりました。同じく10月1日より社名も東洋紡フィルムソリューション株式会社に変更しております。

当期の業績は、売上高 24,143 百万円（対前期比 7%減）、営業利益は 37 百万円（対前期比 1,340 百万円減）となっております。また、帝人株式会社の連結納税グループを離脱したこと等に伴い、法人税等調整額 498 百万円を計上したことから、当期純損失は 629 百万円（対前期比 1,722 百万円減）となりました。

営業の状況に関しましては、海外向けエアゾール缶や食缶用の缶ラミネーション用途フィルムの販売は好調でしたが、スマートフォンの関連部材である MLCC（積層セラミックコンデンサ）用途や、データストレージ用途の磁気 PEN フィルムの販売は、顧客の需要減もあり販売は低調となりました。工業用 PEN フィルムはスマートフォン関連は低調でしたが、電動自動車関連で販売が伸長しました。

(2) 設備投資等の状況

当期の設備投資額は 806 百万円です。

(3) 資金調達の状況

2019年度末における短期借入金残高は2,500百万円であり、借入金の主な用途は運転資金となります。

(4) 対処すべき課題

貿易摩擦や地政学リスクの高まりによる不安定な世界経済や、他社の攻勢等の厳しい市場環境の中、MLCC用途を中心としたPurex[®]や、缶ラミネーション用途のPETフィルム、電子・電気部品、電動用途等の工業PENフィルム等を販売拡大しつつ、新規顧客への参入や新規銘柄の立上げを進めてまいります。また、燃料電池車用部材の生産体制の構築、販売拡大を図ります。

加えて、原料原単位や生産性の向上、製品の品質改善・安定供給に引き続き取り組むとともに、東洋紡株式会社との融合を進め、シナジー効果の発現に努めます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第20期 2016年度	第21期 2017年度	第22期 2018年度	第23期 2019年度
売上高 (百万円)	28,963	27,010	26,095	24,143
営業利益 又は営業損失 (△) (百万円)	120	190	1,377	37
経常利益 又は経常損失 (△) (百万円)	△271	△38	1,195	△106
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	45	△340	1,093	△629
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	45,142	△340,848	1,093,655	△626,765
総資産 (百万円)	19,468	17,802	17,196	16,723
純資産 (百万円)	7,697	7,272	8,363	8,237

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は、東洋紡株式会社で、同社は当社の株式を1,025株（出資比率100%）保有いたしております。

② 重要な子会社の状況

当社の子会社であった台湾帝人全方位薄膜股份有限公司については、2019年3月に清算終了しました。

(7) 主要な事業内容

フィルムの製造、加工、販売及び輸出入

(8) 主要な営業所、工場および研究所

区分	名称	所在地
本社	東京本社	東京都中央区
研究所	岐阜地区	岐阜県安八郡
工場	宇都宮事業所	栃木県宇都宮市

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
342名	△72名

(10) 重要な後発事象

該当事項はありません

(11) 特定完全子会社に関する事項

該当特定完全子会社はありません

(12) 親会社等との取引に関する事項

① 親会社等との取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社との間でグループファイナンス取引を行っておりますが、その金利条件はグループ規程に則り、市場金利を勘案して決定されております。

さらに、当社は親会社から出向者の受入を行っておりますが、公正且つ適正に費用負担を行っております。

② 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、事業活動、経営上の決定については、親会社からの一定の独立性が確保されており、親会社との間の取引に際し、当社の利益が害されていないと判断しております。

2. 会社役員に関する事項

当期の末日における取締役及び監査役は次のとおりです。

地 位	氏 名
代表取締役社長	能美 慶弘
取締役	金田 幸夫
取締役	福田 雅之
取締役	磯野 竜也
取締役	森重 地加男
取締役	中嶋 久夫
監査役	高井 一郎
監査役	松本 晃

(注) 蓮池 隆夫は2019年10月1日をもって、監査役を辞任いたしました。

遠藤 則明は2019年10月1日をもって、監査役を辞任いたしました。

II. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

III. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容およびその運用状況

当社は、2019年3月15日の取締役会において内部統制基本方針を決議し、業務の適正を確保するための体制等の整備状況を確認しました。

当該内部統制基本方針に基づき、当期の内部統制システムの有効性評価を行った結果、当期における内部統制システムは有効に運用されたものと判断しております。なお、内部統制基本方針およびその運用状況は別紙の通りとなっております。

(別紙)

【内部統制基本方針】

- I. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法 362 条第 4 項第 6 号）
1. 当社は、帝人(株)の企業集団に属する会社として、帝人グループの企業理念、企業行動規範、及び企業行動基準を共有し、当社及び子会社の取締役はグループ企業倫理規程の遵守及び浸透を率先垂範して行う。
 2. 帝人(株)の CSR・信頼性保証部、及び経営監査部と連携し、当社及び子会社におけるコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- II. 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第 100 条第 1 項第 4 号）
1. 当社は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、帝人グループの企業理念、企業行動規範、及び企業行動基準を共有し、その実践的運用と徹底を行う体制を構築する。また、取締役に、当社及び子会社の使用人に対するコンプライアンス教育・啓発を行わせる。
 2. 当社及び子会社の取締役・使用人が、重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実、あるいは法令遵守上疑義のある行為等を発見した場合は、その上司等への報告を義務づける。また、当社は当社及び子会社の使用人が直接通報を行う手段も確保する。その手段の一つとして帝人(株) CSR・信頼性保証部、または、帝人グループが設置した外部委託機関を、当社及び子会社の使用人が通報を行うことができる先として定める。この場合、通報者の希望により匿名性を保障するとともに通報者に不利益がないことを確保する。また、当社の取締役社長は、当該報告・通報された事実についての調査を指揮・監督し、必要と認める場合適切な対策を決定する。
- III. 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第 100 条第 1 項第 1 号）
1. 当社は、当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の記録、保存及び管理に関するグループ取締役職務情報規程に基づき、取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報を、適切に保存しかつ管理する。
- IV. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第 100 条第 1 項第 2 号）
1. 当社は、帝人グループ「コーポレートガバナンスガイド」に定めるトータル・リスクマネジメントの基本原則に基づき、取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすあらゆるリスクに対処すべく、以下のトータル・リスクマネジメント体制の実践的運用を行う。
 2. 当社は、経営戦略・経営計画の策定や重要な戦略的アクションの意思決定に必要な経営戦略リスクのアセスメントを行い、取締役会等における経営判断に際して、これを重要な判断材料として提供する。

3. 上記の他、以下のリスクにおける事業の継続を確保するための体制を整備する。
 - ①地震、洪水、火災等の災害及び事故により重大な損失を被るリスク
 - ②役員・使用人の不適正な業務執行により生産・販売活動等に重大な支障を生じるリスク
 - ③基幹 IT システムが正常に機能しないことにより重大な被害を被るリスク
 - ④その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク

V. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第 100 条第 1 項第 3 号）

以下の経営管理システムを用いて、取締役職務執行の効率化を図る。

1. 職務権限・決裁権限・権限委譲に係る規程の整備
2. 取締役会、取締役及び各部門の責任者から構成されるフィルム事業本部マネジメント会議、取締役及び各部署の責任者から構成されるフィルム事業本部部長会の開催
3. 取締役会及びフィルム事業本部マネジメント会議・フィルム事業本部部長会において業績のレビュー、及びその他取締役の職務執行に必要な情報の伝達・共有化

VI. 当該株式会社（当社）及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第 100 条第 1 項第 5 号）

1. 取締役は、それぞれの職務分掌に従い、当社及び子会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。これには、取締役社長が、当社の子会社の取締役に対し、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備について指導することを含む。
2. 取締役は、子会社の取締役・監査役と、当社の内部統制システムに関する情報及び内部監査に関する基準等を共有し、子会社の内部統制・監査体制の構築に努めることとする。

VII. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第 100 条第 3 項第 1 号）

1. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役の職務を補助すべき使用人を置く。

VIII. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則第 100 条第 3 項第 2 号、及び会社法施行規則第 100 条第 3 項第 3 号）

1. 取締役からの独立性を確保するために、前号使用人の人事に係わる事項の決定には監査役の同意を得る
2. 当該使用人には監査に知見を有する者を選定する。

IX. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第 100 条第 3 項第 4 号）

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、各監査役からの要請に応じて、業務の執行状況の報告を行う。
2. 内部監査が行われた場合には、当社及び子会社の取締役はその結果を監査役に対し報告を行う。

3. 当社及び子会社の取締役は、以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対し報告を行う。
- ①会社の信用を大きく低下させるもの、またはその恐れのあるもの
 - ②会社の業績に大きく悪影響を与えるもの、またはその恐れのあるもの
 - ③社内外へE S H（環境、安全、衛生）またはP L（製造物責任）に関する重大な被害を与えもの、またはその恐れのあるもの
 - ④重大な法令・定款違反
 - ⑤その他上記①～④に準じる事項
- X. 監査役へ報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制（会社法施行規則第100条第3項第5号）
- 1. 当社及び子会社は、帝人グループ企業行動基準及びグループ企業倫理規程において、違法行為や倫理違反行為等を報告・通報したことを理由に不利益な取り扱いを行わないことを定め、監査役へ報告を行った役員及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止する。
- XI. 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払い又は償還の手続きに係る方針（会社法施行規則第100条第3項第6号）
- 1. 監査役職務の執行に必要な費用又は債務は当社が負担し、会社法に基づく費用の前払い等の請求があった場合は、担当部署において確認の上、速やかにこれに応じる。
 - 2. 監査役職務執行について生ずる費用等を確保するために、監査役と協議の上、毎年、予算を設ける。
- XII. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第7号）
- 1. 取締役社長は、監査役監査の環境整備等について、監査役との協議、検討の機会を設け、監査の実効性確保に努める。
 - 2. 監査役は、監査役監査の実効性を確保するため、監査体制の整備等についての要請を行うことができる。

【運用状況】

- I. 法令遵守体制
- 1. 当社および子会社は、帝人グループの企業理念、企業行動規範、及び企業行動基準を社内イントラネットに掲載するとともに、企業倫理月間に研修を開催する等、コンプライアンスの周知徹底を図っております。
 - 2. 重要な意思決定にあたっては、関連する専門部署による確認を行うことで、法令等違反の防止に努めております。
 - 3. 当社および子会社は、帝人㈱のCSR・信頼性保証部と連携の上、コンプライアンス推進体制を整備し、問題点の把握、対処に努めております。
 - 4. 当社および子会社の取締役及び使用人から報告されたコンプライアンス上の重要な課題については、取締役社長は、違反行為の報告や対応に関するルールを定めた社内規程等に基づき適切に対応しております。

5. 当社および子会社は、匿名で通報が可能なコンプライアンス・ホットライン等の内部通報制度を設け、内部通報に対して、通報者の保護を含め、適切に対応しており、対応状況については、社内イントラネット等で開示し、周知徹底を図っております。

II. 情報保存体制

当社および子会社の取締役は、その職務執行に係る重要な文書を、グループ取締役職務情報規程等に基づき適切に管理、保管しており、その保管状況については、毎年、帝人(株)法務部によるモニタリング及び監査役監査を受けております。

III. 損失危機管理体制

1. 当社および子会社の取締役会等の重要会議体では、関連規程等に基づき実施された戦略リスクアセスメント結果を踏まえ、審議案件の評価を行っております。
2. 当社および子会社は、事業の継続を確保するため、必要なマニュアル類を整備し、定期的な訓練を実施する等緊急時に備えた体制を整備しております。

IV. 効率性確保体制

1. 当社および子会社は、決裁権限を含む主要な社内規程について、社内イントラネットに掲載し、周知徹底を図っております。
2. 当社および子会社は、社内規程に基づき、経営機構、職務の分担及び責任と権限の明確化を行い、業務執行の効率的・効果的な運営を図っております。

V. 企業集団内部統制

当社および子会社は、内部統制システムの整備・運用状況に関する自己点検を定期的に行い、子会社を含む内部統制システムの整備について、継続的に指導を行っております。

VI. 監査役補佐人の体制および監査役補佐人の独立性

1. 当社および子会社は、監査役を補助する専任の使用人を置いておりません。監査役の要請がある場合、関係部署の使用人に補助させております。
2. 当社および子会社の監査役は、重要な会議体に出席しており、当該会議体において、取締役及び使用人から業務執行状況の報告を行っております。
3. 帝人(株)経営監査部による内部監査が行われた場合、適宜監査結果を監査役に報告を行っております。
4. 取締役は、定められた重要事項について、発見次第速やかに重要会議体等を通じて、監査役を含めた会議体メンバーへ報告しております。

以上

貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	136	電子記録債務	178
受取手形	46	買掛金	3,025
電子記録債権	656	関係会社短期借入金	2,500
売掛金	6,314	前受金	4
製品	3,445	設備電子記録債務	156
原材料	1,240	未払金	1,236
仕掛品	174	未払事業所得税	8
貯蔵品	204	未払法人税等	56
前払費用	77	未払費用	432
預け金	279	預り金	0
未収入金	132	短期リース債務	40
その他	1	資産除去債務	25
流動資産合計	12,709	流動負債合計	7,864
固定資産		固定負債	
有形固定資産		長期リース債務	122
建築物	1,994	長期預り金	93
構築物	89	資産除去債務	605
機械及び装置	1,270	固定負債合計	822
車輛及び運搬具	8	負債合計	8,486
工具器具及び備品	69		
リース資産	6		
建設仮勘定	99		
有形固定資産合計	3,537	純資産の部	
無形固定資産		株主資本	
ソフトウェア	17	資本金	10,510
リース資産	146	資本剰余金	10,000
その他	1	資本準備金	10,000
無形固定資産合計	164	資本剰余金合計	10,000
投資その他の資産		利益剰余金	
長期前払費用	6	その他利益剰余金	
差入保証金	10	繰越利益剰余金	△ 12,272
繰延税金資産	295	利益剰余金合計	△ 12,272
投資その他の資産合計	312	株主資本合計	8,237
固定資産合計	4,014	純資産合計	8,237
資産合計	16,723	負債及び純資産合計	16,723

損益計算書

自 2019年 1月 1日

至 2019年 12月 31日

(単位:百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売 上 高		24,143
売 上 原 価		20,443
売 上 総 利 益		3,699
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,661
営 業 利 益		37
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	1
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	29	
為 替 差 損	4	
休 止 経 費	112	146
経 常 損 失		△ 106
特 別 利 益		
子 会 社 清 算 益	77	77
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	22	
減 損 損 失	73	96
税 引 前 当 期 純 損 失		△ 125
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5	
法 人 税 等 調 整 額	498	503
当 期 純 損 失		△ 629

株主資本等変動計算書

当期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				株主資本 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		
			その他利益剰余金		
		資本準備金	特別償却準備 金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	10,010	10,000	-	△ 11,643	8,366
当期変動額					
新株の発行	500				500
当期純損失				△ 629	△ 629
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)					
当期変動額合計	500	-	-	△ 629	△ 129
当期末残高	10,510	10,000	-	△ 12,272	8,237

	評価・換算差額等	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	
当期首残高	△ 2	8,363
当期変動額		
新株の発行		500
当期純損失		△ 629
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	2	2
当期変動額合計	2	△ 126
当期末残高	-	8,237

第 23 期

個別注記表

自 2019 年 1 月 1 日

至 2019 年 12 月 31 日

東洋紡ファイルムソリューション株式会社

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法 ただし、建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5～10年）に基づいています。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は税抜方式によっています。

5. 連結納税制度の適用

当社は、帝人株式会社を連結親法人とする連結納税制度を適用しておりましたが、2019年10月1日に東洋紡株式会社が当社の株式を取得したことに伴い、連結納税制度の適用要件を満たさなくなったことにより、同社を連結親法人とする連結納税から離脱しております。

2 会計上の見積りの変更に関する注記

主に宇都宮事業所の石綿障害予防規則等に伴うアスベスト除去に係る原状回復義務が発生したため、新たに資産除去債務を見積りました。これに伴い、この見積りの変更による増加額630百万円を計上しております。この会計上の見積りの変更に伴い、税引前当期純損失は7百万円増加しています。

3 貸借対照表に関する注記

1. 期末日満期手形の会計処理

期末日満期手形は手形交換日をもって決済処理しています。

当事業年度末日は金融機関の休日のため、期末日満期手形が期末残高に次の通り含まれています。

電子記録債権	70	百万円
受取手形	21	百万円
電子記録債務	48	百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

	14,796	百万円
--	--------	-----

3. 関係会社に対する金銭債権または債務

関係会社に対する短期金銭債権	279	百万円
関係会社に対する短期金銭債務	2,513	百万円

4 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 338 百万円

仕入高 2,867 百万円

その他の営業取引による取引高

賃借料 244 百万円

人件費 2,464 百万円

営業取引以外の取引高

支払利息 16 百万円

5 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数 普通株式 1,025 株

株式の種類	当期首株式数	増加株式数	減少株式数	当期末株式数
普通株式	1,000 株	25 株	-	1,025 株

(変動事由の概要) 株主割当増資による増加 25 株

2. 当事業年度末における自己株式はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

4. 当該事業年度中に行った株式割当増資に関する事項

(1) 2019年11月1日に100%親会社である、東洋紡織に株主割当増資を行いました。

(2) 増資の内容

① 発行株式の種類 普通株式

② 発行株式数 25 株

③ 増資後の発行済株式数 1,025 株

④ 発行価格1株につき 20,000 千円

⑤ 発行価格の総額 500,000 千円

⑥ 増資後の資本金 10,510,000 千円

6 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金、固定資産減損損失の否認等です。

7 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

資金運用については短期的な預金等に限定し、グループ会社間でのCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）により資金を調達しています。

電子記録債権、受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、信用管理規程に沿ってリスク低減を図っています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額 (注1)	時価 (注2)	差額
(1) 現金及び預金	136	136	—
(2) 電子記録債権	656	656	—
(3) 受取手形	46	46	—
(4) 売掛金	6,314	6,314	—
(5) 未収入金	132	132	—
(6) 電子記録債務	(178)	(178)	—
(7) 買掛金	(3,025)	(3,025)	—
(8) 関係会社短期借入金	(2,500)	(2,500)	—
(9) 設備電子記録債務	(156)	(156)	—
(10) 未払金	(1,236)	(1,236)	—

(注1) 負債に計上されているものについては、()で示しています。

(注2) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

これらは短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

8 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	名称	議決権所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社 (注5)	帝人(株)	—	原料の購入 資金の援助(借入) 役員の兼任	ポリエステルチップの購入(注3)	2,867	買掛金	707
				グループファイナンス(注1)(注2)	▲3,192	関係会社短期借入金	3,681
				出向者の受入	2,453	未払金	357
親会社	東洋紡(株)	(被所有) 直接 100%	資金の援助(借入) 役員の兼任	グループファイナンス(注1)(注2)	2,500	関係会社短期借入金	2,500
				出向者の受入	13	未払金	13

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) グループファイナンスは、当社の内部規程である「グループ投融資規程」に基づき決定しています。

グループファイナンスについては、短期での反復取引のため、取引金額は当事業年度における純増減金額を記載しています。

(注2) 借入金利は市場金利を勘案して合理的に決定しています。

(注3) 原材料の購入については、市場価格を勘案して一般的な取引条件と同様に決定しています。

(注4) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等を含めています。

(注5) 帝人株式会社については、2019年10月1日付で資本関係が解消されたことにより、関連当事者には該当しなくなりました。

取引金額及び期末残高は同日までの取引高及び残高を記載しております。

2. 兄弟会社等

属性	名称	議決権所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社 の 子会社	P. T. Indonesia Toyobo Film Solutions	所有 直接 0%	製品の購入 役員の兼任	ポリエステルフィルム の購入(注1)	2,007	買掛金	129

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) ポリエステルフィルムの購入については市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しています。

(注2) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等を含めています。

9 資産除去債務に関する注記

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該除去債務の概要

主として宇都宮事業所の石綿障害予防規則等に伴うアスベスト除去に係る原状回復義務です。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

宇都宮事業所の石綿障害予防規則等に伴うアスベスト除去は20年後と見積もり、割引率は0.253%を使用して資産除去債務を計算しています。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

期首残高	347 百万円
見積りの変更による増加額	703 百万円
時の経過による調整額	0 百万円
資産除去債務の履行に伴う減少額	△420 百万円
期末残高	630 百万円

2. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

宇都宮事業所の土地賃貸借契約に基づく原状回復義務が生じる可能性があります。賃貸期間及び費用の発生可能性が明確でないことから、資産除去債務の合理的な見積りが困難であるため、資産除去債務を計上しておりません。

10 1株当たり情報

1株当たり当期純利益	▲626,765円02銭
1株当たり純資産額	8,036,119円80銭

1 1 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

1 2 重要な後発事象

該当事項はありません。


独立監査人の監査報告書

2020年2月28日


東洋紡フィルムソリューション株式会社
代表取締役社長 能美 慶弘 殿

有限責任 あずさ監査法人


指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

平井 清 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

岡替 丈晴 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

新名 谷 寛 昌 

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋紡フィルムソリューション株式会社（旧社名 帝人フィルムソリューション株式会社）の2019年1月1日から2019年12月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

私たち監査役は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として会社法施行規則第100条第1項及び3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細表について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告の監査結果


- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。


(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月28日

東洋紡フィルムソリューション株式会社

監査役 高井 一郎 

監査役 松本 晃 

原本の写しに相違ありません。

令和3年1月19日

東京都中央区京橋一丁目17番10号
東洋紡フィルムソリューション株式会社

代表取締役 能美 慶弘



